改定 ST 基準Q&A(改定 ST 基準説明会での質疑応答及び照会事項)

	質 問	回答
第1章	「押手棒付の足踏式自動車」はST基準	現在のところ、ST マーク商品の対象から外れるものと考えて
a)	の対象となるが、子供の成長に合わせて	いる。
	押手棒を外すタイプのものは ST マーク	なお、STマークの対象商品は SG マーク対象の商品を除外して
	商品の対象から外れるのか。	おり(SG 制度でそれぞれに詳細な仕様が設定されているた
		め)、このことから本件商品も ST マーク対象から除外するもの
		であるが、当該商品が SG マークの対象でないときは、ST マー
		クの対象商品として取り扱う。
4.4.1	「クレヨン」は小部品の除外項目から外	現行 ST 基準と同様に、クレヨンも小部品基準の対象となる。
	れたのか。	
"	スポンジがちぎれた場合も、4.4.1の「発	該当する。
	泡材や削りくずの欠片を含む玩具の破	
	片」に該当するのか。	
"	「取外し可能な構成部品」は、工具を使	取り外し可能な構成部分は、「工具を使用せずに玩具から取り
	わないで取り外すとして、子どもの手で	除くことを意図している部品又は構成部分」(3.13 定義)とあ
	取り外すことを想定しているのか、大人	り、左記の「しっかりと結ばれた紐」は取り外すことを意図し
	の手で取り外すことを想定しているの	ていないため、取り外し可能な構成部分には該当しない。
	か。	なお、紐が外れることで何らかの危険が想定される場合には、
	(例:子どもの手では解けないと思われ	長年の使用により結び目が緩むことが無いような措置が求め
	るほどしっかりと玩具本体に結わい付け	られるケースも考えられる。
	られた紐はどう判断するのか。)	
4.8.1	突起(タイヤやホイールキャップの扱い)	タイヤやホイールキャップは「車軸 (突起)」を保護する機能
		があるが、4.8.1 の「突起の保護キャップ」には該当せず、同
		項の濫用試験は実施しない。
4.11	コード (ベルクロの扱い)	玩具から取り外すことができるベルクロ付などのベルトは、
		4.11 g)の「自由端をもつコード」とする。

4.15.2	電動で動く、スピードの遅い乗用玩具(最	2m/秒の規定の条件で試験する。
	大速度 1.5m/秒) はどのように動的強度	(なお、電動乗用玩具の最大速度は 2.2m/秒(8km/時)までを
	試験を行うのか。	考えており、そのような玩具の申請があった際には、その旨
		の基準を追加する。)
4.16.1	空気穴に網を使う場合、面積の計算でど	「650mm ² の開口部二つ分に相当すること」が要求事項なので、
換気	のように取り扱うのか。	網の糸の面積は除くことになる。具体的には、「網の開口率」
		考慮して空気穴の面積を計算する。開口率が不明の場合には、
		糸の太さとピッチ(糸と糸の間隔)を測定し開口部の面積を計
		算する。
		開口率(開孔率) = (「ピッチ」÷「網の開き目」) ²
		例:10mm 間隔で幅 1mm の糸がある網なら、開き目 10mm
		×10mm のうち、9mm×9mm が空間なので、開口率は
		81%となる。
4.18	アイスクリームコーンの形をしており、	アイスクリームとコーンは、細い糸(長さ約 45cm)で連結さ
発射体	コーンに付いているつまみを操作すると	れているため、糸の長さだけ飛ぶ。長さは約 45cm の短い距離
	スポンジ製のアイスクリーム部分が飛び	ではあるが、その間は自由飛行状態と考えられるため、「蓄積
	出す玩具は、発射体に該当するのか。	エネルギーを有する発射体付玩具」に該当する。
4.18.1	リモコンヘリは発射体に該当するのか。	リモコンヘリは自由飛行しないので発射体に該当しないが、
発射体		「手指や身体を挫傷する危険を呈する場合には、それを防ぐよ
		うに囲むこと」(4.13.3) から、そのローターは、周辺部がリン
		グ形状となるように設計する。
4.21	シャボン玉液の容器は、「液体の詰まった	「第5章に従った関連試験を終了した後に、接触できない液体
	玩具」に該当するのか。	の詰まった玩具」に該当しないため、シャボン玉液の容器はこ
		の基準に該当しない。
4.22	吹き戻しや笛付き風船(プロ野球応援用	該当する。
	のいわゆるジェット風船)などは、「口で	
	操作する玩具」に該当するのか。	

	-	
4.23	電話玩具(ダイヤルの戻る音が自動のも	電話玩具:ダイヤルを回す動作音は筋肉動作による音になる
音響	の)は、音響玩具の対象となるのか。	が、回した後にダイヤルの戻る音は筋肉動作ではなく、「自動」
玩具		で戻るので音響基準の対象となる。
5.12.5	乗物玩具や座席のある玩具は、対象年齢	対象年齢の記載がない場合は、140 kgの荷重をかけることにな
過加重	を記載していない場合は、140 kgの荷重	るが、商品の特性から 96 ヵ月未満の子供を対象としているこ
試験	を架けて試験するのか。	とが明らかなものは、80 kgの荷重で試験をする。
6	ブリスターも「プラスチック・シート」	適用対象となる。
包装	に該当し、要求事項の適用を受けるのか。	ただし、基準は「平均厚さ 0.038mm 以上」なので、ほとんど
		のブリスターは基準に適合すると思われる。
		(なお、100mm×100mm より小さいものや、一定の面積の空
		気穴があるものなども対象外である。)
7.2	現在、3歳以上の子供を対象とする玩具	改定基準に拠る場合は、7.2.4.1の一文にまとめた表現を使用し
警告	であって小部品等を含んでいるものに係	て頂きたい。
表示	る義務的注意表示は、「窒息」「誤飲」に	なお、表現については、趣旨内容が同じであればよく、一文字
	関して二文に分かれているが、改定案で	でも違ってはいけないということではない。
	はこれを 7.2.4.1 で一文にまとめた警告	
	表示となっている。	
	改定施行以降は、この一文にまとめた表	
	記に改める必要があるか。	
第2部	段ボール製の家の玩具も、可燃性の試験	試験方法は一次的には繊維を対象としているが、リスクを考え
4.4	を受けるのか。	て、段ボールも試験する。